



健康経営の普及促進及び健康づくりの推進に関する連携協定書

東大阪市(以下「甲」という。)、東大阪商工会議所(以下「乙」という。)、明治安田生命保険相互会社(以下「丙」という。)、アクサ生命保険株式会社(以下「丁」という。)は、市内企業等における健康経営の普及促進及び健康づくりの推進について、相互の資源を有効に活用し、相互連携と協働による取組を推進するため、以下のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力をを行い、市内企業等の健康経営の普及促進等の取組を通じて、市内企業等の従業員の健康増進や活力向上、生産性の向上のみならず、家庭や地域とともに暮らす市民の健康増進に寄与し、市民のより一層の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- (1) 市内事業所等における健康経営の実態を把握するために必要な情報収集に関する事項
- (2) 市内事業所等における健康経営の周知啓発に関する事項
- (3) 市内事業所等における健康経営の支援に関する事項
- (4) 市内事業所等の従業員の健康増進に関する事項
- (5) 前各号に掲げるものの他、4者間で協議し、前条の目的達成に必要と認める事項

2 具体的な実施事項については、協議の上、合意により決定する。

(施策の評価・検証)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条に定める事項の実施にあたり、定期的に評価会議を開催し、それぞれの具体的な施策の展開を検証するとともに、取組内容の見直しを行わなければならない。

(守秘義務)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、連携・協力事項の実施により知り得た他の当事者の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。
- 3 甲は、本協定の取組において乙、丙及び丁が使用する独自に作成した資料、帳票を、その所有者に事前の承諾なく開示、提供しないこととする。



(協定の変更及び解除)

第5条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかより書面による申し出のない場合は、さらに1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者に対して、次の各号について表明し保証する。

- (1)自らが「東大阪市暴力団排除条例」に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者(以下、「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと
 - (2)反社会的勢力との関係を一切遮断していること
 - (3)将来にわたり反社会的勢力との関係を遮断すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
- (1)脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - (2)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - (3)その他前各号に類似するいかなる行為
- 3 甲、乙、丙及び丁は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に對して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自その1通を保有する

(写)

令和7年11月5日

甲 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市
代表者 東大阪市長 野田 義和

乙 東大阪市永和二丁目1番1号
東大阪商工会議所
会頭 濱谷 和也

丙 大阪府大阪市浪速区難波中2-1-10-70
なんばパーカス内 パークスター13階
明治安田生命保険相互会社
大阪南支社 支社長 大山 晋太

丁 大阪市中央区道修町4-1-1
アクサ生命保険株式会社
大阪支社 支社長 東 陽二郎